

「みらい」積込み品誓約書

国立研究開発法人海洋研究開発機構
理事長 殿

年 月 日

所属機関名

所属長氏名

公印

誓約事項

私、乗船者または「積込み者」（以下まとめて「乗船・積込み者」という。）及び私が所属する上記機関（以下「所属機関」という）は、別紙「積込み品リスト」（以下、「積込み品リスト」という。）に記載した調査観測資機材や機器類積込み品（以下、「積込み品」という）を海洋地球研究船「みらい」（以下「みらい」という。）の下記航海（以下、「本航海」という）に積込むにあたり、本誓約書各条文の通り誓約します。上記の「積込み者」とは「積込み品」を「みらい」に積み込むが、本航海には乗船しない者を言います。

本航海：航海番号：（MR - ）、（MR - ）、（MR - ）

《注：上記船舶の複数の航海番号の連続航海に連続して「積込み品」を積込む場合には、全ての航海番号を記載すること。》

第1条（積込み品）

(1) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「みらい」に積込む「積込み品」（本航海前または本航海中のいずれに積み込まれるかを問わず、海上または海中から回収して洋上にて「みらい」に積み込まれる「積込み品」も含むがこれに限定されない）を、全て「積込み品リスト」に記載し、「積込み品リスト」記載の物品以外に（自室に持ち込む手荷物や身の回り品を除き）他に積込んだ物品は一切ないこと、及び記載した内容が正しいことを保証します。「積込み品リスト」に記載されていない物品（自室に持ち込む手荷物や身の回り品を除く）で「みらい」に積込んだ物品（以下「未記載積込み品」という）がある場合でも、本誓約書の規定は、以下に特別に規定している場合を除き、「未記載積込み品」にも適用されることに同意します。また「積込み品」が「みらい」船上にある間「積込み品」を適切に管理し、「みらい」船長の指示に従います。

(2) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「積込み品」は「乗船・積込み者」の申告のみによるもので、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下本誓約書において「みらい」の運用委託会社及び業務委託会社（日本海洋事業株式会社、株式会社マリン・ワーク・ジャパンを含むがこれらに限らない）を含みまとめて「機構」という。）や「みらい」船長が、「積込み品」の種類、中身、性質、価額、仕様、現状その他細目を確知・了承していないことを同意・確認します。

第2条（「乗船・積込み者」及び「所属機関」の保証）

(1) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「積込み品」について輸出及び輸入に関する法令上必要な日本や関係国の許可を取っていること及び、「積込み品」につき海上または海中にて使用・設置を行う場合、使用・設置に関する法令上必要な日本や関係国の許可取得等、日本や関係国の関係法令上の要件を満たし遵守していることを保証します。

(2) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「積込み品」が「みらい」の船籍国たる日本の法令や「みらい」が航行しまたは立ち寄る公海、領海及び排他的経済水域等を含む水域及び港や領土を統治、管轄または支配するまたはこれらに適用される国家・地域の法令・規則並びに乗船者の国籍の法令や関係国際条約・規則に適合することを保証します。

(3) 「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、「積込み品」が、「みらい」、その設備、物品、船長・乗組員、他の乗船者、その他に危険を及ぼすもの（銃器、刀剣、可燃物、爆発物を含む）でないこと及び「みらい」の船籍国たる日本の法令または寄港地の法令で禁止されている品物を持ち込んだり、所持したりしないことを保証します。

(4) 「みらい」船長が、「乗船・積込み者」または「所属機関」の「積込み品」が本条(2)項の法令に違反したまたはそのおそれがあると、または本条(3)項の危険を及ぼしたまたはそのおそれがあると判断する場合はいつでも、船長は当該「積込み品」の積込みを拒絶し、「乗船・積込み者」及び「所属機関」から没収、保管管理または陸揚げ・処分・廃棄・無害化する権限を有することに同意し、異議を唱えることなく即時下船を含む船長の指示に従います。これらについて発生する費用全額を「乗船・積込み者」及び「所属機関」が連帯して自己負担することに同意します。

第3条（機構の責任）

「乗船・積込み者」及び「所属機関」は、以下の各項に掲げる内容について同意します。

(1) 「積込み品」が「みらい」船上にある間に滅失・き損し、若しくは盗難に遭った場合、それが「機構」若しくはその代理人自身の故意または過失によるか、「みらい」船長・乗組員、「機構」の職員の故意または重大な過失によるものであることが証明されない限り「機構」は一切責任を負わないこと。上記規定に拘わらず「みらい」船長、乗組員、水先人その他「機構」の使用する者の「みらい」の航行若しくは船舶の取扱に関する行為または火災により生じた損害について「機構」は一切責任を負わないこと。

(2)本誓約書の他の条項に関わらず、「機構」は「みらい」船上にない「積み込み品」または「みらい」船上にあるか否かを問わず「未記載積み込み品」に関していかなる場合も、いかなる損失損害に関しても、一切責任を負わないこと。

(3)本条(1)項に基づく「機構」の賠償金額は、「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」の故意・過失の寄与した割合に応じて減額されること。

(4)「積み込み品」の滅失・き損・盗難に対する「機構」の責任は、いかなる場合でも「乗船・積み込み者」1人につき、1航海番号当り総額20万円を超えないこと。

(5)「機構」は、「積み込み品」の滅失・き損・盗難等による損害については、それに対する損害発生的事实を記載する書面が当該損害を証明する証拠資料とともに、それらの事実が判明次第、かつ遅くとも乗船者の下船までに、船長に提出されなければ一切責任を負わないこと。さらに当該積み込み品が「みらい」から降ろされた日より6ヶ月以内に後記第8条の規定する管轄裁判所に訴訟が提起されなければ「機構」の責任は一切消滅すること。上記日時及び期間は日本標準時に基づくものとする。

(6)「機構」は、本誓約書に基づき責任を負う場合であっても、適用法令の定めるところに従い、その責任を制限できること。

(7)「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」は、いかなる権利や請求権もその全部または一部を第三者へ譲渡もしくは担保に供してはならないこと。

第4条（「乗船・積み込み者」及び「所属機関」の責任）

(1)「積み込み品」または「未記載積み込み品」が「みらい」船上にあるか否かを問わず、「積み込み品」または「未記載積み込み品」に起因して「機構」に損害を与えた場合は、「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」がその故意過失の有無を問わず連帯してその損害を賠償します。

(2)「積み込み品」または「未記載積み込み品」が「みらい」船上にあるか否かを問わず、「積み込み品」または「未記載積み込み品」に起因して生じた「機構」以外の第三者（「機構」の代理人、「みらい」船長・乗組員、「機構」の職員を含む。）に対する損害については、当該損害が本航海の期間中か本航海の期間終了後に発生するかを問わず、「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」は、その故意過失を問わず、連帯してその損害を賠償する責任を負い、「機構」を当該第三者の「機構」に対する損害賠償その他から免責し補償保護し、「機構」に一切迷惑損害を掛けないことを保証します。

(3)「積み込み品」または「未記載積み込み品」が「みらい」船上にあるか否かを問わず、それらの滅失・き損、若しくは盗難に関して、「乗船・積み込み者」及び「所属機関」以外の者が、「機構」または機構以外の者（「機構」の代理人、「みらい」船長・乗組員、「機構」の職員を含む。）（以下まとめて「機構・第三者」という。）に対して損害賠償請求その他を行う場合は、「乗船・積み込み者」並びに「所属機関」は、その故意過失及び「機構・第三者」の故意過失の有無を問わず、連帯して、当該「乗船・積み込み者」及び「所属機関」以外の者の「機構・第三者」に対する損害賠償請求その他の責任を負い、「機構・第三者」を免責し補償保護し、一切の迷惑損害を掛けないことを保証します。

第5条（保険への加入）

(1)「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、「積み込み品」の滅失・き損、または盗難等に備えて、自己の責任及び費用において「みらい」積み込み前に必要な保険に加入します。

(2)「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、「積み込み品」に保険を付保する場合には、「機構」に対する代位求償権を保険会社に放棄させます。

第6条（代理人、職員、履行補助者等の権利）

「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、「機構」の代理人または「みらい」船長・乗組員もしくは「機構」の職員が、本誓約書において「機構」の利益のために設けられた条項の恩恵を、あたかもその条項がかかる者のために明記されているかのごとく享受することに同意します。

第7条（誓約条項の効力）

「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は以下の事項に同意します。

(1)本誓約書は、契約に基づくと不法行為に基づくとを問わず「乗船・積み込み者」及び「所属機関」によるすべての権利・請求に適用されること。

(2)本誓約書の条項が、適用法令に抵触する場合は、当該抵触する箇所のみが無効となること。

第8条（準拠法・裁判管轄）

「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、本誓約書は日本法に準拠し、本誓約書に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第9条（見出し）

「乗船・積み込み者」及び「所属機関」は、本誓約書に於ける見出しは、見やすくするためのもので、条文の意味は関係条文によって決せられることを了解します。

年 月 日

「乗船者」または「積み込み者」の署名または記名捺印 _____

※お預かりした個人情報、船舶の保安管理及び乗船者の安全管理の為に利用します。また、収集した個人情報は、国立研究開発法人海洋研究開発機構個人情報保護管理規程に基づき、安全かつ適正に取り扱います。